

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B））

研究期間：2018～2023

課題番号：18KK0035

研究課題名（和文）東アジア金融取引市場における担保法の位相

研究課題名（英文）Secured Transactions Law in the East Asian Market

研究代表者

青木 則幸（Aoki, Noriyuki）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：30350416

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、動産債権担保法の東アジア金融取引市場における位相を意識しつつも、東アジア域内における相違に目を向けるだけでなく、むしろ、広く世界の動産債権担保法の立法論の動向における、東アジア地域の立法動向の位相を明らかにすべく展開された。この領域の国際水準となることを目指す北米・オセアニア、EU圏内での統一性を意識する独仏圏とは異なり、東アジア諸法域は、民法体系を維持しつつ、国内および国際的な実務の要請をふまえ、比較法上機能的に吸収すべき規範を模索する立法論を経験してきたといつてよい。近時のわが国の立法論もそのような東アジアの立法動向を象徴する展開を示しているといつてよい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、わが国でも実際に、動産債権担保法制の立法に向けた議論が進められている。この議論は、従来、判例により認められまた規範を確立されてきた譲渡担保を制定法化する立法に向けられている。しかし、UNCITRAL担保取引モデル法が発表されるなど、国際水準論が展開されている状況を見ると、単純に判例法を明文化するだけで済むわけではない。本研究は、国際的な議論を、わが国の立法に活かすために、どのような方法がありうるのか、海外の諸法域の立法論の現状から学ぶ基礎を明らかにするものであった。

研究成果の概要（英文）：This project has developed to clarify the feature of legislative discussion on the secured transactions of personal properties in East Asia jurisdictions as compared with jurisdictions in the other regions of the world. East Asian jurisdictions shares the background that they have imported Civil Law tradition from German law or/and French law. They has faced a needs to modernize secured transactions law to enhance such transactions both internally and internationally. As jurisdictions sharing civil law tradition but being outside of the EU, East Asian jurisdictions are trying to find the best reform plan, adding some of functions developed as "modern principles" in common law countries to civil law system well accepted in internal practitioners. Japan is one of typical jurisdictions in the East Asia in this point.

研究分野：民法

キーワード：担保法 民法 比較法 譲渡担保 所有権留保 UNCITRAL担保取引モデル法 東アジア法 立法論

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本共同研究の出発点となったのは、近江幸治早稲田大学教授および本研究課題の共同研究者・道垣内弘人によって進められ、本共同研究の研究代表者・青木則幸および共同研究者・片山直也が参加してきた日中韓担保法研究会である。同研究会は、2013年11月の青島会議にはじまる。(なお、その経緯は、近江幸治＝道垣内弘人編著『日中韓における抵当権の現在』(成文堂・2015年)を参照されたい。)当初、東アジアにおける担保法の共通の規範を模索することを目的としていたが、その関心はむしろ規範が共通にならない理由を踏まえた位相の解明に向かい、2018年3月に早稲田大学で開催された東京会議をもって一応の完結をみた。その成果を受けて、東アジア金融取引市場における担保法の水準論の在り方を模索すべく立ち上がったのが本研共同研究である。

当初は、日中韓の担保法のうち、上記の前提研究会で検討を尽くしていなかった課題を扱う予定でいた。しかし、折しも、UNCITRAL 担保取引モデル法や、世界銀行による DOING BUSINESS 誌上での格付けが発表されるなど、東アジアに限られず国際水準に根差した立法論がみられるようになっており、また、わが国でも、法務省による立法を視野に入れた「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」が2019年3月に発足し、本共同研究から、道垣内が座長に、青木、水津太郎が委員として参加し、さらに2021年4月には法制審議会担保法制部会が設置され、道垣内が部会長に、片山が委員に、青木および水津が幹事として参加することになった。このような事情があり、申請当初から予定していた課題のうち、とりわけ動産の非占有型担保制度に関する課題に集中した検討を行うことになった。また、アプローチも、東アジア各法域が共通の前提としている大陸法系と異なる運用の抽出により、東アジア市場における担保法の位相を明らかにすることという視点から、本共同研究は、動産債権担保法の東アジア金融取引市場における位相を意識しつつも、東アジア域内における相違に目を向けるだけでなく、むしろ、広く世界の動産債権担保法の立法論の動向における、東アジア地域の立法動向の位相を明らかにするという視点で、展開されることになった。

### 2. 研究の目的

本共同研究の目的は、動産債権担保法の東アジア金融取引市場における位相を意識しつつも、東アジア域内における相違に目を向けるだけでなく、むしろ、広く世界の動産債権担保法の立法論の動向における、東アジア地域の立法動向の位相を明らかにすることである。

### 3. 研究の方法

研究は、海外で聞き取り調査を行い、諸国の立法または立法論の現状を整理したうえで、日本の立法論との比較を行う方法で行われた。

ただし、本件科研費の採択は、補充的なものであったため、2018年度初めから共同研究に着手できたわけではなく、実質的に2019年から研究を開始したところ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカでの調査(共同研究者および地域ごとの専門家に協力を依頼した)を終えた段階で、2020年からの新型コロナウイルスの蔓延に伴う海外渡航や対面会合の困難な状況に巻き込まれた。しばらく、研究期間の延長措置を受け、海外渡航等の解禁を待ったが、結局、海外渡航を再開できたのは最終年度(台湾、アメリカ)であった。

そこで、これらの方法にかえて、email や ZOOM などの電子媒体を通して海外の研究者と意見交換を続け、比較すべき論点が定まってきた2023年2月に、オンラインによる国際シンポジウム(北米:米国・カナダ、オセアニア:オーストラリア・ニュージーランド、東アジア:中国・韓国・台湾、仏語圏:フランス・ベルギー・ルクセンブルク、ドイツの各部会)を開催し、直接議論を行った。また、その後、海外渡航の解禁を受けて、海外学会での報告(アメリカ)を行ったほか、上記シンポジウムを通じて明らかになったフォローすべき課題について、聞き取り調査を行った(台湾、アメリカ)。

### 4. 研究成果

研究成果は、一言で言うと、動産債権担保法の国際水準とは何か、という問いにつき、地域的な捉え方の違いの大きさを明確にした点である。

動産債権担保法の国際水準となるべきことを自負しているのは、北米ないしオセアニアで採用されている米国 UCC 第9編の影響を受けた諸法であろう。いずれの法域においても、制定法の立法による抜本的な規範の変更を経験しているが、それはコモンロー体系の担保制度との入替えであったという点で共通している。ルイジアナ州やケベック州など民法体系を採用する法域も含まれるが、取引市場が、連邦内のコモンロー法域にリードされており、改正前から取引市場が実質上統合されていたという事情がある。

一方、独法および仏語圏法には、これらに追隨する動きはほとんど見られない。顕著なのは独法であり、国内取引市場の尊重をうかがわせる。仏語圏法では、動産担保権について UCC 型の制度の導入ともとれる動きもあったようであるが圏内で温度差があり、逆に、債権担保権について

は公示を必要としない制度への改正を進める方向がうかがわれる。これは、独法にあわせることでEUの取引市場における規範の水準化を目指す方向性とも考えられよう。

それでは、東アジアに位置するわが国はどのような位置づけにあるのか。日中台韓すべての法域が、北米発の国際水準論の行方を気にして、一定の立法論上のリアクションを経験している。

立法を成立させた法域として、中国法がある。中国法は2020年に成立した中国民法典と、それを補充する2020年12月31日の「中華人民共和国民法典における担保制度の適用に関する解釈」および中国人民銀行の「動産・権利の担保の統一登記に関する弁法」により、動産担保権の対抗要件を占有改定を排除した引渡または登記を求める制度を導入した。非占有型については実質的に登記一元化を実現したことになり、国際水準論と一致した立法を実現したことになる。もっとも、同時に、流動動産上の担保についてプロシーズに対する追及力の規定の導入を行わず、また、登記制度について目的物の特定に関する規範を設けていないなど、必ずしも国際水準論と一致するわけではない規範を導入している。このことから、公示の要請という点で国際水準論の提案する機能を尊重するものの、公示に依拠した対抗要件の効力の点では、大陸法系の民法典を基礎とする中国民法の基盤を維持する構成となっていることがうかがわれる。

また、韓国法も2010年に「動産・債権等の担保に関する法律」を制定した。動産担保登記および債権担保登記が導入され、登記を具備した担保権について一定の効力の強化が図られた。この点だけをみると国際水準論と同旨の傾向にあるかに見える。しかし、統一的な担保権概念は採用しないという立場をとり、その立場が、単に、構成の問題ではなく、非典型担保を排除または制定法上の担保権として再構成することなく、そのまま存続させるという処遇を導いている。

現在、立法に向けた公式の立法論を行っている法域としては、わが国がある。わが国でも、国際水準論に提案されている公示の尊重は意識され、登記優先ルールないし占有改定劣化ルールを採用するに至る見込みである。しかし、とりわけ与信者と設定者が共に密接な関係にある事業者である事案を想定しつつ、占有改定を対抗要件とし、他の担保権者への与信は行わないとの設定者の約定を信頼しつつも、設定者の倒産や取引債権者の差押えに対しては対抗力ある担保権を主張できる、という取引実態の維持の要請から、占有改定による対抗力を完全には否定しない構成をとる見込みである。また、プロシーズに対する効力は、先取特権などに準じる物上代位の範囲内にとどめる見込みである。他に、集合物概念が維持され、実行および設定者の倒産時の追及力の範囲に関して、例外規定を予定しつつも規範の基本に据えられている。

台湾法は、判例上譲渡担保の理論が形成されてきたほか、1963年には当時のアメリカ法の影響を受けた「動産担保取引法」が成立した。前者について慣習上の公示方法も許容されているが、後者の立法による動産登記制度が実務上定着した状況にある。もっとも、この担保権は、個別動産上の非占有型担保権が中心であり、流動動産上の担保権は、学説により理論的な紹介がある程度で、流動動産上の担保権についての法整備はなされていない。なお、将来債権を利用した金融取引（ファクタリングなど）については、法整備が進んでおり、流動動産を伴わない債権担保が行われている。このような現状に対して、国際水準論が進展する中で、2000年頃から「動産担保取引改正研究」という一連の立法論が行われ、「動産・債権および知的財産権担保法草案」が起草されるといった動きがあったが、さらに2017年には、世界銀行のDoing Businessの格付けの低さを受けて、国家発展委員会という行政機関のもと「企業資産担保法」の起草を目指す立法論が開始された。条文案を含む最終報告書が提出されているが、その後立法には至っていない。その背景には、Doing Businessが2019年を最後に格付けを停止したという事情もあるとのことである。

以上のように、東アジア各法域は、いずれも、国際水準論の展開を受けた具体的な立法論を、個々の研究者の学説を超える国家機関の関与する形で展開し、一部は既に制定法として成立、施行している状況にある。しかし、国際水準論をそのまま受け入れ追従する必然性も、EU諸国のように地域的な別異の水準論を目指す必然性もない、との態度がうかがわれる。いずれも民法体系をとる各法域の制度的到達点を踏まえた実務を尊重しつつ、国際水準論から取り入れるべき機能的要素を模索する議論状況にある点で共通しているように見える。そのような意味で、現在の日本の立法論の行方は、むしろ、東アジア域内諸法域からの注目を集めている印象を受ける。

以上の検討の成果を、青木則幸＝片山直也＝水津太郎＝道垣内弘人編『動産債権担保法制の国際的位相』（成文堂・2024年）として出版し、学界および社会に公開した。また、このような研究成果の一部を海外に発信すべく、研究代表者・青木が、2023年に米国で開催された14th Transnational Commercial Law Teachers Conferenceでの研究報告を経て、Uniform Law Review誌上で“Comparative Secured Transactions Law: How and to What Extent Do Global Standards Affect the Reform of Japanese Inventory Financing Law”と題する英文論文を発表する予定である（なお、Vol. 29, Issue 2に掲載される予定であり、刊行は研究期間終了後の2024年度中に行われる）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 青木則幸	4. 巻 34巻4号
2. 論文標題 動産非占有担保権の対抗関係の規範における登記優先ルール	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 事業再生債権管理	6. 最初と最後の頁 114-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Noriyuki Aoki	4. 巻 29
2. 論文標題 Comparative Secured Transactions Law: How and to What Extent Do Global Standards Affect the Reform of Japanese Inventory Financing Law	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Uniform Law Review	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Noriyuki Aoki
2. 発表標題 Comparative Security Rights Law: The Examples of the United States and Japan
3. 学会等名 14th Transnational Commercial Law Teachers Conference（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 青木則幸・片山直也・水津太郎・道垣内弘人	4. 発行年 2024年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 375
3. 書名 動産債権担保法制の国際的位相 - 担保法制の見直しに関する中間試案の検討 -	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	片山 直也  (Katayama Naoya)  (00202010)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授   (32612)	
研究分担者	水津 太郎  (Suizu Taro)  (00433730)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授   (32612)	
研究分担者	鳥山 泰志  (Toriyama Yasushi)  (10432056)	一橋大学・大学院法学研究科・教授   (11301)	
研究分担者	道垣内 弘人  (Dogauchi Hiroto)  (40155619)	専修大学・法務研究科・教授   (12601)	
研究分担者	平野 裕之  (Hirano Hiroyuki)  (80208842)	日本大学・法務研究科・教授   (32612)	
研究分担者	金 あんに  (Kin Anni)  (80823822)	武蔵野大学・法学部・准教授   (32680)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Towards a new personal property security law in Japan : Comparative analysis	開催年 2023年～2023年
--	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------